# 落とし物の取扱いについて

~施設占有者の皆様へ~

長野県警察本部

# はじめに

皆様が管理している建物などの施設内において、お客様や従業員(アルバイト・清掃員等を含む)が拾得した物については、遺失物法(平成 18 年法律第 73 条)等各種法令に基づいた手続きをとる必要があります。

施設占有者における必要な手続についてまとめましたので、適正な取扱いをお願いいたします。

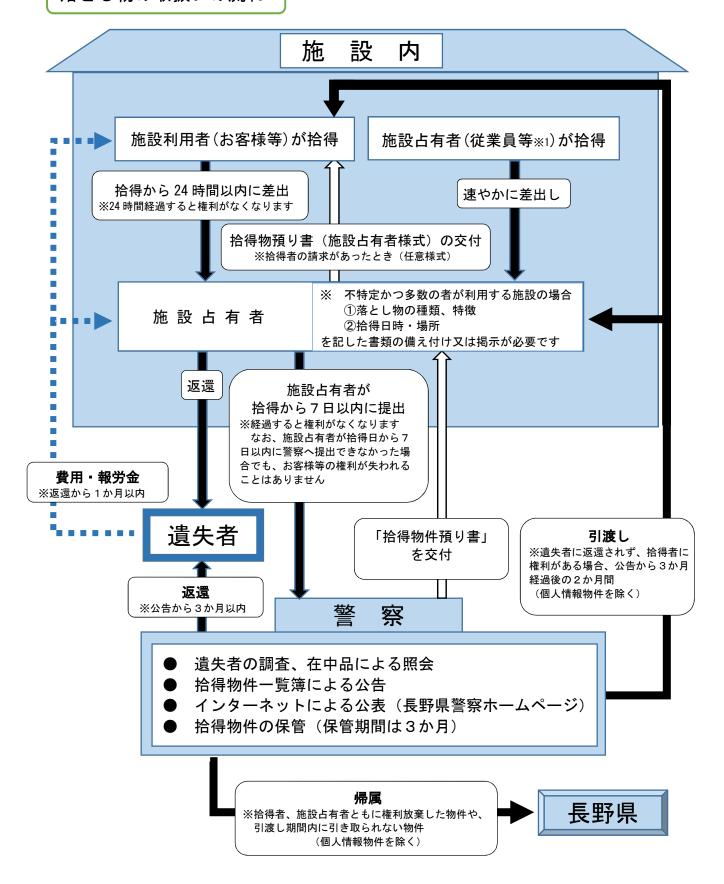
# 用語の説明

拾得物	いわゆる「落とし物」であり、他人が意思に基づいて他人に 預けた物やあげた物は含まれません。
拾得者	落とし物を拾った方です。
遺失者	落とし物をした方です。
施設占有者	店舗等、管理者が在中する施設(車両等の移動施設を含む) を事実上支配していると認められる方です。

# 目 次

落とし物の取扱いの流れ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1 拾得者について	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2 拾得者の権利	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(1) 報労金を請求する権利	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(2) 費用を請求する権利	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(3) 所有権を取得する権利	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3 拾得者の権利の喪失	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(1) 一般拾得者の場合	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(2) 施設占有者の場合	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4 氏名等告知の同意	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5 拾得物の取扱手順	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(1) 受付、拾得者の権利等の確認	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(2) 書面の交付	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(3) 拾得物情報の掲示及び保管	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(4) 遺失者への返還、警察への提出	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(5) 提出時に必要な書類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
6 拾得物返還時の手続	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
7 所有権取得時の手続	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
8 所持禁止物件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
別添1 【モデル案】落とし物を拾われ	れた!	方	~	の	確	認	書	式		•	•	•	•	•	•	•	6
別添2 【モデル案】拾得物件預り書	(施	設	占	有	者	·用	)			•	•		•	•	•	•	7
別添3 【モデル案】施設内拾得物件携	<b>.</b> ⊟ .∐	<del>-11</del> -															_
別が3 【七ケル条】 施設内指得物件だ	元/二.	ᆂ								•	•	•	•	•	•	•	~

## 落とし物の取扱いの流れ



※1 雇用している警備員、清掃業者等を含みます。

#### 1 拾得者について

施設従業員や施設が業務委託している警備員・清掃業者員が落とし物を拾得した場合は、拾得者は拾得した個人ではなく、「施設占有者」となります。

お客様や施設利用者(以下「一般拾得者」という。)が落とし物を拾得した場合は、 その方が拾得者となります。

#### 2 拾得者の権利

拾得者には以下の権利があり、権利の一部又は全てを放棄することもできます。

#### (1) 報労金を請求する権利

遺失者に物件が返還されたときに、報労金(お礼)を請求する権利です。

施設内で拾得された場合、報労金は施設占有者と拾得者で折半することになるため、遺失者に返還された物件の価値の2.5~10%ずつの範囲となります。

もし施設占有者か拾得者のどちらか一方が権利を放棄しても、他の一方の請求できる割合が変わることはありません。

#### (2) 費用を請求する権利

落とし物の提出、交付、保管に要した費用がある場合、遺失者に物件が返還されたときにその費用を請求する権利です。

#### (3) 所有権を取得する権利

遺失者が判明しなかったり、判明しても物件の所有権を放棄した場合、物件を取得する権利です。

#### 3 拾得者の権利の喪失

#### (1) 一般拾得者の場合

<u>拾得した時間から施設占有者への交付まで24時間を経過しているときは、前記2</u>に記載する一切の権利を失います。

なお、一般拾得者が施設内で拾得した物件を直接警察に届出した場合には、警察から施設占有者に連絡します。

また、施設占有者の同意を得た場合は、拾得届出として受理し、同意を得られない場合は届出を受理せず、施設占有者に交付するよう拾得者に教示します。

#### (2) 施設占有者の場合

<u>拾得日から7日以内に警察に提出しない場合は、前記2に記載する一切の権利を</u> 失います。

なお、施設占有者が拾得日から7日以内に警察へ提出できなかった場合でも、一般拾得者が拾得から24時間以内に施設占有者に拾得物を交付しているときは、一般拾得者の権利が失われることはありません。

#### 4 氏名等告知の同意

拾得者の同意がある場合、警察署長は、遺失者に対し拾得者の住所、氏名、連絡先を告知することができるとされています。

拾得者の同意がない場合は、遺失者に拾得者の連絡先をお知らせできないため、前記 2(1)及び(2)の報労金及び費用を請求する権利を得ることができなくなります。

#### 5 拾得物の取扱手順

#### (1) 受付、拾得者の権利等の確認

皆様の管理地以外(路上など)で拾われた場合は、拾得者から直接警察に届けるよう案内してください。

一般拾得者からの届出の場合は、別添1を参照に、前記2の拾得者の権利について説明してください。

権利を放棄しない場合は、拾得者の住所・氏名・連絡先の聴取と前記4の氏名等 告知同意の有無を確認してください。

拾得者が「一切の権利を放棄するので氏名等は教えたくない」旨を申し立てた場合は、遺失者へ返還する際や、警察に提出する場合に明らかにできるよう、拾得物件の整理表などに記録しておいてください。

#### (2) 書面の交付

施設占有者は、拾得者から請求があったときは、

- 物件の種類(「かばん」などの分類)及び特徴(色、形状、材質等)
- 物件の交付を受けた日時
- 施設の名称及び所在地並びに施設占有者(代表者)の氏名

を記載した書面を交付しなければならないとされています。様式は任意ですが、別 添2のとおりモデル案を示しますので、参考にしてください。

特に、一般拾得者が物件に関する権利を放棄していない場合は、一般拾得者から の請求がなくても交付するようお願いします。

#### (3) 拾得物情報の掲示及び保管

不特定かつ多数の者が利用する施設の占有者は、交付を受けた拾得物件に関する

- 物件の種類及び特徴
- 物件の交付を受けた日時

を公衆の見やすい場所に掲示するか、これらを記載した書面を備付け、いつでも利 用者に自由に閲覧させることとされています。

掲示又は閲覧の期間は、遺失者が判明するか、拾得物を警察に届出するまでの間となります。この期間は拾得物を適正に保管し、破損や紛失事故が発生しないよう留意してください。

#### (4) 遺失者への返還、警察への提出

施設占有者は、提出を受けた拾得物については、「速やかに遺失者に返還するか警察署長に提出すること」とされています。

遺失者から落とし物に関する問い合わせがあった場合には、真の遺失者であることを確認するため、遺失者から落とし物の種類や特徴、在中品の内容をよく聴き取り、遺失者であると判断できた場合は返還するようにしてください。

遺失者が判明しない場合は、施設占有者が拾得者の権利を放棄する場合であって も、遺失者に早期に返還するため、速やかに警察へ提出してください。

#### (5) 提出時に必要な書類

警察への拾得物件の提出に当たっては、拾得物件の特徴等を確認するため「施設内拾得物件提出書」が必要です。

予め作成の上届出していただくと、受付時にお待たせする時間が短縮できます。 別添3のとおりモデル案を示しますので、活用してください。

なお、「施設内拾得物件提出書」に記載する拾得者の権利区分等について、拾得者 が別添1を作成している場合は、その内容を転記するようお願いします。

#### 6 拾得物返還時の手続

一般拾得者による拾得物件の場合、一般拾得者への連絡は警察が行うため、施設占 有者の皆様に対応していただくことはありません。

また、施設占有者が拾得者としての権利を一切放棄している場合は、本手続は必要ありません。

### (1) 施設占有者が所有権を放棄していない場合

遺失者に拾得物が返還された場合、警察から施設占有者に対し、遺失者に返還した旨の「拾得物件返還通知書」を送付します。

拾得物を警察に提出した際に警察署長から交付された「拾得物件預り書」を確認 し、返還された物件と未返還の物件について書類を整理してください。

### (2) 施設占有者が報労金及び費用を請求する権利を放棄していない場合

「拾得物件返還通知書」と併せ、遺失者の氏名、連絡先等を通知しますので、遺失者と直接連絡を取り合い、報労金等を受け取ってください。

#### 7 所有権取得時の手続

施設占有者が拾得者としての権利を一切放棄している場合は、本手続は必要ありません。

#### (1) 遺失者が所有権を放棄した場合

遺失者が所有権を放棄した時点で拾得者に所有権が移行します。

警察から引取期間を記載した「拾得物件所有権取得通知書」を送付しますので、 通知書に記載された内容を確認し、期間内に受取手続をしてください。

#### (2) 遺失者が判明しない場合

警察が拾得物件の受理後3か月を経過しても遺失者が判明しない場合は、拾得者が所有権を取得します。

「拾得者の物件引取期間」については拾得物件を警察に提出した際に警察署長から交付された「拾得物件預り書」に記載されています。

拾得物件の引取に際しては、拾得物件預り書に添付(又は裏面に記載)されている「拾得者または施設占有者へのお知らせ事項」をよく読んでいただき、警察署会計課の対応可能な日時に来署してください。

引渡し物件が大量にある場合は、物件をすぐに引渡せるよう、予め引取り日を御連絡いただくよう、御協力をお願いします。

### 8 所持禁止物件

法令の規定により所持することを禁止されている物件(以下「所持禁止物件」という。) については、遺失者が判明した場合でも、返還することができません。

施設占有者であっても所持していてはいけない物件になりますので、万一拾得物として交付を受けた場合には、<u>直ちに</u>警察に電話連絡してください。

## 主な所持禁止物件

◆銃砲・刀剣類 ◆麻薬 ◆あへん ◆覚醒剤 ◆火薬・爆薬 ◆毒物・劇物

# 落とし物を拾われた方への確認について

落とし物を拾ってから24時間以内に施設占有者に届出をした場合は、次の 3つの権利がありますので確認します。 ® 落とし物を届け出るまでにかかった費用を請求する権利 © 落とし主が現れなかったら拾った物をもらう権利 利 ※ A~© いずれの権利を選ぶことも、全ての権利を放棄することもできます。 関 ただし、全ての権利を放棄した場合は、変更または取消すことはできません。 係 等 (A) (B) ◎又は全て放棄  $\mathcal{O}$ 説 決められ 明 ない方 落とし主に拾得物を返せた場合、 あなたのお名前、住所、連絡先を あなたのお名前、住所、連絡先を 落とし主に必ずお伝えします。 教えても良いですか。 いいえ はい **6**^  $\mathbf{n}$ 0~4 1 落とし主に名前や連絡先を教えることに同意します。 (Aから©の項目全てについて、どちらかにチェックをしてください。) A お礼(報労金)が欲しいです。 はい□ いいえ口 ※ 報労金は物件の価格の2.5%から10%の範囲です。 お礼金額や受取方法については、役場や警察は介入でき ませんので、あなたの個人情報(氏名・連絡先等)を落とし主 にお伝えし、双方で連絡をとりあっていただきます。 権 B 届け出るまでにかかった費用が欲しいです。 利 関 はい□ いいえ口 ※「はい」の場合双方で連絡をとりあっていただきます。 係 等 © 落とし主が現れなかったら拾った物をもらいたいです。  $\mathcal{O}$ はい□ いいえ口 確 ※ 落とし物を警察へ提出後、3か月が経過しても落とし主が 認 不明の場合は、拾われた方が落とし物を引き取ることができ ます。(※携帯電話など、一部引き取れない物件もあります。) 2 落とし主に名前や連絡先を教えることに同意しません。 (©か®どちらかにチェックをしてください。) 権利放棄及び氏名等告知の同意については後で考えて決めます。 (権利放棄及び氏名等告知の同意について後日、警察から確認の連絡があります。) ※ 上記の❶~❸のいずれかでお間違えがない場合は、次の署名欄に御記入をお願いいたします。 御住所 お名前 署名欄

電話番号:

拾得物件預り書												
整理番号			担当者									
受理日時	年	月	日	時	分							
拾得日時	年	月	日	時	分							
拾得場所												
	住所											
	ふりがな											
拾得者	氏名        様 連絡先											
,	物件に関する権利の有無及び氏名等告知の同意 確認欄											
	拾得者の権利		棄しない 権利を放棄する める	□ 所有権を取	付る権利を放棄する 以得する権利を放棄する 対する権利を放棄する							
	氏名等告知の同意	□有	□ 無 □ 後	で決める								
		拾徇	导物件									
現金合計		物品の特	徴等(形状・植	莫様・品質等)	)							
内訳	円											
10,000円 5,000円												
2,000円												
1,000円		在中品										
500円												
100円	× 枚											
50円	× 枚											
10円	× 枚											
5円												
1円	× 枚											
上記の物件を預かりました。												
	施設占有者		所在地									
			名称									
			代表者									
			連絡先									

施設內拾得物件提出書													
遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により提出をします。													
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・													
	住所												
					占有		称						
受理番号※1 年度 第 号 連絡先													
番号	現る		)種類及び特徴 物	田田			拾得に	. 関す	る事項	Į			
,,	<u> </u>	IZ.	797	НН		者の住所							
	合計	円				・年齢 番号 ※2							
	(内訳) 10,000 m ×						□ 放棄しな □ 報労金を		一切の権利を		- る		
	5,000 円 × 2,000 円 × 1,000 円 ×	〈 枚			権利	拾得者 ※3	□ 費用を請 □ 所有権を	求する権利	を放棄する				
	500 円 × 100 円 ×	< 枚< 枚			区分及び		遺失者に 氏名等告知			有	□無		
	50 円 × 10 円 × 5 円 × 1 円 ×	< 枚 < 枚			氏名 等の 同意	施設	<ul><li>□ 放棄しな</li><li>□ 報労金を</li><li>□ 費用を請</li></ul>	受取る権利 求する権利	を放棄する		- る		
	111				, ,,,	占有者	□ 所有権を 遺失者に		1	る <u>有</u>			
					拾得	  } 日 時	氏名等告知 令和	nの同意 年 月		時			
						身場 所				<u>·</u>			
			計	点	交付	廿 日 時	令和	年 月	日	時	分		
	合計	円				者の住所 ・年齢 番号							
	(内訳) 10,000 円×	〈枚					□放棄しな		一切の権利を		- る		
	5,000 円 × 2,000 円 × 1,000 円 ×	< 枚< 枚			権利	拾得者	□ 報労金を □ 費用を請 □ 所有権を	求する権利	を放棄する				
	500 円 × 100 円 ×	〈 枚			区分びな		遺失者に 氏名等告知			有	□無		
	50 円 × 10 円 × 5 円 × 1 円 ×	<b>枚 枚</b>			氏名 等の 同意	施設	□ 放棄しな □ 報労金を □ 費用を請 □ 所有権を	受取る権利 求する権利	を放棄する	_,,,,,,,,	<sup>-</sup> る		
						占有者	遺失者に	対する		 有	□無		
					拾得	引日 時	令和	年 月	F	時	分ころ		
						場							
			計 	点		十 日 時	令和	年 月	日	時	分		
	合計	円				者の住所 ・年齢 番号							
	(内訳) 10,000 m ×	〈枚					□放棄しな		一切の権利を		- る		
	5,000 円 × 2,000 円 ×	< 枚 < 枚			権利	拾得者	□ 報労金を □ 費用を請 □ 所有権を	求する権利	を放棄する				
	1,000 円 × 500 円 × 100 円 ×	〈 枚			区分及び		遺失者に氏名等告知	対する		<del>。</del> 有	□無		
	50 円 × 10 円 ×	< 枚< 枚			氏名等の	施設	□ 放棄しな □ 報労金を	い 🗆 -	▲ −切の権利る  を放棄する		- る		
	5 円 × 1 円 ×	〈 枚			同意	地 占有者	□ 費用を請 □ 所有権を	求する権利 取得する権	を放棄する				
							遺失者に 氏名等告知			有	□無		
						日時	令和	年 月	日	時	分ころ		
			計	点		<del>}</del> 場所 け 日 時	令和	年 月	В	時	分		
合計		円	рі	点	Д I	1 H H/J	II TH	гл	H	4.1	<i>N</i>		

- ※1 この欄は記載しないでください。 ※2 社員や従業員が拾った場合は、「社員(又は従業員)」と記載すれば足ります。 ※3 拾得者が社員や従業員の場合は、記載不要です。

		,	施設	内拾	得物作	‡ 提	出書	<u></u>	(接	続糸	纸 )												
受理	里番号※	年度	第		뭉								Ī	NO.									
	合計	円					者の住所 ・年齢 番号	Î															
	(内訳) 10,000 円× 5,000 円× 2,000 円× 1,000 円×	枚 枚 枚 枚				権利	拾得者	, [	□ 放棄し □ 報労金 □ 費用を □ 所有権	を受取る請求する	権利を	放棄する		-a									
	500 円 × 100 円 ×	枚枚				区分 及び				に対する 告知の同:			有	□無									
	50 円× 10 円× 5 円× 1 円×	枚 枚 枚 枚				氏名 等の 同意	施設	ž [	□ 放棄し □ 報労金 □ 費用を □ 所有権	を受取る 請求する	権利を	放棄する		<sup>-</sup> ਠ									
										に対する 5知の同			有	□無									
						拾得	身 日 時	1	令和	年	月	日	時	分ころ									
							場																
				計	点		十 日 時		令和	年	月	日	時	分									
	合計	円					者の住所 ・年齢 番号	Î															
	(内訳) 10,000 円× 5,000 円× 2,000 円× 1,000 円×	枚 枚 枚 枚				権利	拾得者	<u> </u>	□ 放棄し □ 報労金 □ 費用を □ 所有権	を受取る 請求する	権利を	放棄する		<sup>-</sup> る									
	500 円 × 100 円 ×	枚 枚				区及氏等同				に対する 号知の同			有	□無									
	50 円× 10 円× 5 円× 1 円×	枚 枚 枚 枚					等の	等の	等の	等の	等の	等の	等の	等の	等の	等の	施設占有者	ž [	□ 放棄し □ 報労金 □ 費用を □ 所有権	を受取る 請求する	権利を	放棄する	
										に対する 5知の同			有	□無									
						拾 得	日 時	:	令和	年	月	日	時	分ころ									
						拾得	引場 所																
				計	点	交付	<b>日</b> 時	:	令和	年	月	日	時	分									
	合計	円					者の住所 ・年齢 番号	Ť															
	(内訳) 10,000 円× 5,000 円× 2,000 円× 1,000 円×	枚 枚 枚 枚				権利	拾得者	<u> </u>	□ 放棄し □ 報労金 □ 費用を □ 所有権	を受取る 請求する	権利を	放棄する		- <sub>3</sub>									
	500 円 × 100 円 ×	枚 枚				区分 及び				に対する 5知の同			有	□無									
	50 円× 10 円× 5 円× 1 円×	枚 枚 枚 枚				氏名 等の 同意	施設	ž [	□ 放棄し □ 報労金 □ 費用を □ 所有権	を受取る 請求する	権利を	放棄する		- <sub>-</sub> 2									
										に対する 告知の同			有	□無									
						拾得	身 日 時	:	令和	年	月	日	時	分ころ									
						拾得	引場 所																
				計	点	交付	十 日 時		令和	年	月	日	時	<u>分</u>									
小計		円			点 ·																		
合計		円			点																		